

国民年金

ご存じですか？国民年金の任意加入

老齢基礎年金を満額受け取るためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。

国民年金保険料の納め忘れ等により、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入の手続きをすることで、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等の合計が、原則10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍の人も、国民年金に任意加入することができます。

●問い合わせ／保険医療係

釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810

福祉

児童扶養手当を知っていますか

問い合わせ
子育て施策推進係
53-3333

児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために支給されるもので、手当を受けるためには認定請求が必要です。

手当を受けられる人は、対象となる児童を養育している父母や父母に代わって養育している人（祖父母等）です。

次の対象児童を養育している人は、手当を受けられる場合があります

ので、ご相談ください。

●対象児童／18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障がいのある児童の場合は20歳になる月まで）で、次の条件に当てはまる児童

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童など

※所得制限や公的年金を受給している等の理由で、手当が支給されない場合があります

■令和4年度と令和5年度の児童扶養手当額の比較表(月額)

		令和4年4月～令和5年3月	令和5年4月～
本体額	全部支給	43,070円	44,140円(+1,070円)
	一部支給	10,160円～43,060円	10,410円～44,130円(+250円～1,070円)
加算額 第2子	全部支給	10,170円	10,420円(+250円)
	一部支給	5,090円～10,160円	5,210円～10,410円(+120円～250円)
加算額 第3子以降	全部支給	6,100円	6,250円(+150円)
	一部支給	3,050円～6,090円	3,130円～6,240円(+80円～150円)

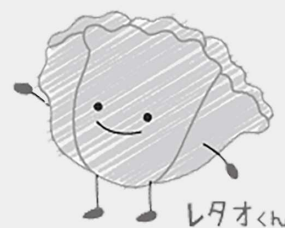
令和5年度の児童扶養手当額をお知らせします
ひとり親家庭の対象者に支払われている児童扶養手当の月額が、2022年全国消費者物価指数の実績値が公表されたことに伴い、令和5年度は、2・5%の引き上げとなります。令和5年度の手当額については次のとおりです。



物価・燃料高騰のため、レタスの町内販売を縮小することになりました。

1月・2月・3月は、スターファーム直売所（ナリテツ事務所内）もお休みとなります。

ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。



株式会社
スターファーム

